

令和7年国勢調査釧路市実施本部設置要領

1 趣旨

令和7年国勢調査の実施に当たり、国及び北海道における実施本部の設置を踏まえ、釧路市においても実施体制を整え、調査に万全を期すため、「令和7年国勢調査釧路市実施本部」（以下「実施本部」という。）を設置する。

2 主な活動内容

- （１）国勢調査の実施に係る国及び北海道との連絡調整に関すること
- （２）国勢調査の広報の推進に関すること
- （３）国勢調査への協力確保に関すること

3 設置期間

2025年（令和7年）6月6日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 構成

本部長	副市長
副本部長	総合政策部長、阿寒町行政センター長、音別町行政センター長
参与	各部長（総合政策部長、阿寒町行政センター長、音別町行政センター長、小部局等を除く）
幹事	各部庶務担当課長（阿寒町行政センター地域振興課長、音別町行政センター次長（地域振興課長）、小部局等を除く）
事務局長	総合政策部企画課統計主幹
事務局次長	総合政策部企画課統計係専門員
事務局員	総合政策部企画課統計係係員

5 職務

- （１）本部長は、実施本部の事務を統括する。
- （２）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときはその職務を代理する。
- （３）参与は、本部長の命を受け、事務を処理する。
- （４）幹事は、参与を補佐し、参与に事故あるときは、その職務を代行する。
- （５）事務局長は、事務局を統括し、事務局内に総括班、広報班、実査班、審査班及び庶務班を設置する。
- （６）事務局次長は、事務局内の各班の事務を統括する。
- （７）事務局員は、上司の命を受け、所属する班の事務を処理する。

6 支部の設置

実施本部には、次の支部を設置し各事務を所掌する。

- (1) 釧路支部 釧路地区の令和7年国勢調査に関する事務
- (2) 阿寒支部 阿寒地区の令和7年国勢調査に関する事務
- (3) 音別支部 音別地区の令和7年国勢調査に関する事務

7 支部の構成と職務

各支部の構成と職務は次のとおりとする。

(1) 釧路支部

- ①支部長 総合政策部長
支部の事務を統括する。
- ②事務局長 企画課統計主幹
支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代理する。
- ③事務局次長 企画課統計係専門員
事務局内の事務を総括する。
- ④事務局員 企画課統計係係員
事務局内の事務を処理する。

(2) 阿寒支部

- ①支部長 阿寒町行政センター長
支部の事務を統括する。
- ②事務局長 阿寒町行政センター地域振興課長
支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代理する。
- ③事務局次長 地域振興課総括係長
事務局内の事務を総括する。
- ④事務局員 地域振興課地域振興係係員
事務局内の事務を処理する。

(3) 音別支部

- ①支部長 音別町行政センター長
支部の事務を統括する。
- ②事務局長 音別町行政センター次長（地域振興課長）
支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代理する。
- ③事務局次長 地域振興課総括係長
事務局内の事務を総括する。
- ④事務局員 地域振興課地域振興係係員
事務局内の事務を処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。